

## 「TEAM EXPO 2025」プログラム参画規約

「TEAM EXPO 2025」プログラム（以下、「TEAM EXPO 2025」といいます。）とは、2025年大阪・関西万博（以下、「大阪・関西万博」といいます。）のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGsの達成に貢献するため、多様なセクターが主体となり、理想としたい未来社会を共に創り上げるムーブメントを創出する活動です。

「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創メンバー（第1条(2)に定義します。）は、TEAM EXPO 2025の参画（「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創チャレンジ（第1条(1)に定義します。）の活動や、これに関する取組み等をいいます。以下、同じとします。）にあたっては、「TEAM EXPO 2025」プログラム参画規約（以下、「本規約」といいます。）の内容を確認し、その内容について同意した上で参加することになります。

### （用語の定義）

第1条 本規約において使用する次の用語の定義は、当該各号に定める意味で使用しています。

(1) 「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創チャレンジ（以下、「共創チャレンジ」といいます。）

大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するため、自らが主体となって未来に向けて行動を起こしている、または行動を起こそうとしているチームの活動をいいます。

(2) 「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創メンバー（以下、「共創メンバー」といいます。）

自らが有する人的・物的・財務的資源等を活用して、共創チャレンジに参画する人材をいいます。

(3) 登録情報

共創チャレンジおよび共創メンバーの登録に必要な情報をいいます。

(4) 知的財産権

著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）をいいます。

### （運営）

第2条 TEAM EXPO 2025は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「当協会」といいます。）が企画・管理・運営します。なお、当協会は、TEAM EXPO 2025の企画・管理・運営の一部を第三者に委託する場合があります。

### （登録情報の取扱い）

第3条 当協会は、登録情報を共創メンバーから取得します。

2 共創メンバーの登録にあたっては、2025年日本国際博覧会 会員基盤システムを利用します。当該登録により取得した情報の取扱い及び利用については、2025年日本国際博覧会 会員基盤システム利用規約に従うものとします。

3 当協会が必要と判断した場合、当協会は共創メンバーから本人確認書類の提出を求めることができます。

(知的財産権)

第4条 TEAM EXPO 2025 のロゴマークや当協会が制作したオリジナルのコンテンツに関する知的財産権は当協会に帰属し、知的財産権に関する法令等により保護されています。

(本規約の変更)

第5条 当協会は、次に定める場合には、本規約を変更することができます。

(1)本規約の変更が共創メンバーの一般の利益に適合するとき。

(2)本規約の変更が本規約による合意をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的であるとき。

2 当協会は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び効力発生時期を明示し、効力発生日の相当期間前までに、当協会ウェブサイトに掲示する方法又はその他の方法により、共創メンバーに周知するものとします。

3 前項による本規約の変更について同意しない共創メンバーは、効力発生日まで、当協会に対し書面で通知することにより本規約による合意を解除することができるものとします。

4 本規約は、第2項の手續完了後、効力発生日から第2項で周知された内容により変更されるものとします。

(連絡・通知)

第6条 TEAM EXPO 2025 に関する問合せその他共創メンバーから当協会に対する連絡または通知、及び本規約の変更に関する通知その他当協会から共創メンバーに対する連絡または通知は、当協会の定める方法で行うものとします。

2 前項において当協会の定める方法とは、当協会ウェブサイトに掲示その他適切な方法で周知し、または登録情報に含まれるEメールアドレスや2025年日本国際博覧会 会員基盤システムに登録された連絡先に共創メンバーあて連絡または通知を行うものとします。

3 当協会が登録情報に含まれるEメールアドレスや2025年日本国際博覧会 会員基盤システムに登録された連絡先に連絡または通知を行った場合、共創メンバーは当該連絡または通知を受領したものとみなします。

(登録の変更、抹消)

第7条 共創メンバーは、登録情報の変更または抹消を、当協会の定める所定の様式に必要な事項を記入し提出することにより行うものとします。

2 共創メンバーからの登録情報の変更または抹消の通知がないために、当協会からの通知その他が遅延しまたは不着あるいは不履行となった場合、当協会はその責任を負わないものとします。

(自己責任の原則)

第8条 共創メンバーは、自らが進めるTEAM EXPO 2025の参画に基づく活動について一切の責任を負うものとします。

2 共創メンバーがTEAM EXPO 2025の参画に基づく活動に起因して当協会または第三者に対して損害

を与える等の紛争が生じたとき（共創メンバーが本規約上の義務を履行しないことにより当協会または第三者が被害を被った場合を含みます。）は、共創メンバーは、損害を賠償する等して自己の責任と費用をもって紛争を解決するものとします。

3 当協会は、TEAM EXPO 2025 の参画により共創メンバーが損害を被り又は損失を負担したとしても、一切の責任を負いません。

4 共創メンバーが、TEAM EXPO 2025 の参画を通じて知った他の共創メンバーや、他の共創メンバーが取組む共創チャレンジの実施に伴い損害を被った場合も、共創メンバー間で解決するものとし、当協会は一切の責任を負いません。

#### （禁止事項）

第9条 共創メンバーは、TEAM EXPO 2025 の参画に際し、以下の行為またはそれらの恐れのある行為、もしくはそれらの行為に該当すると当協会が判断する行為を一切行ってはなりません。

(1) TEAM EXPO 2025 の趣旨にそぐわない行為

(2) 公序良俗に反する行為及びその他法令に反する行為

(3) 他の共創メンバーもしくは第三者または当協会に、迷惑、不快感、不利益もしくは損害を与える行為

(4) 他の共創メンバーもしくは第三者または当協会の著作権等の知的財産権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為

(5) 他の共創メンバーもしくは第三者または当協会の名誉またはブランドイメージを傷つけるような行為

(6) TEAM EXPO 2025 の参画を通じて入手した物的・財務的資源等を TEAM EXPO 2025 の参画の範囲外で使用する行為

(7) TEAM EXPO 2025 の参画を通じて入手した物的・財務的資源等を、他の登録者または他の登録者以外の第三者を介して、複製、販売、出版、頒布、公開並びにこれらに類似する行為

(8) 他の共創メンバーの個人情報・企業情報を収集、蓄積または保存をする行為

#### （保証の否認、免責事項）

第10条 当協会は、TEAM EXPO 2025 が共創メンバーの特定の目的に適合すること、期待する機能・価値・正確性・有用性を有すること、共創メンバーによる TEAM EXPO 2025 の参画が共創メンバーに適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること、及び不具合が生じないことについて、明示または黙示を問わず何ら保証をいたしません。

#### （準拠法）

第11条 本規約は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。

#### （裁判管轄）

第12条 共創メンバーと当協会との間で紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【付則】（制定・施行）2020年10月9日